

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 6 月 30 日

全国健康保険協会沖縄支部

支部長 金城 均

1 調達内容

(1) 調達件名 紙折機の購入設置及び旧機の撤去廃棄

(2) 調達数量 仕様書による

(3) 仕様等 仕様書による

(4) 見積競争方法

① 業者選定は、総価で行う。

なお、受託業者の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等額を除いた金額を見積書に記載すること(消費税等額を含めた金額を併記していても内訳が分かれば差支えない)。

② 契約希望価格は、納入等契約役務を履行するために要する一切の諸経費を含めた金額で見積もること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。

(3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 仕様書等の交付及び問い合わせ先

交付期間 令和 7 年 6 月 30 日から令和 7 年 7 月 11 日午後 5 時 00 分まで

交付方法 窓口にて直接交付又は郵送

交付場所 〒900-8512

沖縄県那覇市旭町 114-4 おきでん那覇ビル 8 階

全国健康保険協会沖縄支部 企画総務グループ

電話番号 098-951-2246 (担当) 船越

4 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び問い合わせ先

上記 3 の交付場所に同じ

(2) 見積書提出期限

令和 7 年 7 月 14 日午後 5 時 00 分まで

5 業者の決定

業者の決定は、総価の最低価格かつ有効な見積書を提出した者とする。

決定業者のみ、令和 7 年 7 月 15 日午後 5 時 00 分までに電話にて連絡する。

6 決定業者の掲示

決定業者については以下のとおり掲示することとする。

掲示場所 全国健康保険協会沖縄支部 入口横掲示版

掲示期間 見積書提出期限の翌営業日から 1 ヶ月間

7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会沖縄支部宛て提出すること。

(3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(4) 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積の条件に違反した者の提出した見積書、見積書に事業所名・代表者名・代表者印漏れ及び判読できない見積書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 否(請書を要する場合がある)

(6) 仕様書の製品と同等品の場合は、同等品であることを確認できる書類(パンフレット等当該機種の仕様の詳細が記載されているもの)を必ず提出すること。なお、全国健康保険協会沖縄支部における審査の結果、同等品と認められない場合は、この見積競争に参加することができない

(7) 機器障害時の受付窓口が沖縄県内にあり、納品後、障害が発生した時は、速やかに技術者等による訪問診断を行うことができること。

【参考】全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条（抜粋）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者